

尉官職務章程

(命令遵守属官監視)

第一条

尉官ハ艦船長或ハ其他上官ノ命令ヲ遵守勉勵シテ行ハン事ニ注意シ特ニ尉官ハ其従属セル諸官各々負任シタル艦務ヲ能ク施行スルヤ否ヲ監視スヘシ

(下士以下懲戒)

第二条

尉官ハ乗組下士以下ノ行状ニ注意シテ不正ノ者アル時ハ之ヲ制止シ若シ懲戒スヘキ者アラハ副長ヲ経テ之ヲ艦船長ヘ報告スヘシ

(當直勤務)

第三条

尉官ハ碇泊或ハ航海中艦船長ヨリ別段ノ命令ナキ時ハ常ニ當直ヲ勤ル者トス

(分隊指揮)

第四条

尉官ハ艦船長ノ命令ヲ受ケ分隊ノ指揮ヲ掌ルモノトス

第五条

尉官ハ整列操練作業等ニ於テ其部署ニ臨ム時艦船長及ヒ先任官ノ命令速ニ行ハルニ様注意スヘシ

(艦務代理)

第六条

若シ副長或ハ先任尉官不在ノ時ハ其次官之ニ代テ艦務ニ従事スヘシ

(職務日記)

第七条

尉官ハ各自職務日記ヲ所持シ航海碇泊トモ職務上ニ係ハル事件ハ精細ニ之レヲ記載シ一週間毎ニ艦船長ノ検閲ヲ乞フヘシ

(航海課務分任)

第八条

航海課尉官職務章程第十六条第十七条及ヒ第十九条第二十条ノ如キハ航海課尉官擔任スルハ勿論ナリト雖モ其分任ノ都合ニヨリ尉官之ヲ分掌スル事モアルヘシ